

渋川市食品ロス削減推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 市民、事業者及び行政が連携して食品ロスの排出抑制・減量化を推進し、環境負荷の少ない社会を構築するため、渋川市食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- （2） 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- （3） 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- （4） その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 協議会は、15人以内で組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置き、委員の協議によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる者及び公募による市民等のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

（会議）

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員は会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、市民環境部環境森林課において行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 5 日から施行する。

別表

区 分	名 称
事業者・団体	伊香保温泉旅館協同組合
	渋川商工会議所
	しぶかわ商工会
	渋川地区物産振興協会
	しぶかわフードラブ協力店
	食品製造業者
	農業者
	フードバンク
	こども食堂
	渋川市女性団体連絡協議会
	渋川市食生活改善推進員連絡協議会
関係機関	群馬県中部環境事務所
市民等	市民（公募）